

新潟市水道事業経営審議会条例

(設置)

第1条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、水道事業の管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、水道事業の経営に関して必要な事項を調査審議させるため、新潟市水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 水道の利用者

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ

による。

(専門部会)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する委員の互選によりこれを定める。

(報酬)

第7条 委員に対しては、勤務の都度その職務執行後に報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、管理者が別に定める。

(費用弁償)

第8条 委員が公務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額及び支給方法は、管理者が別に定める。

(幹事)

第9条 審議会に幹事を置く。

2 幹事は、水道局の職員のうちから、管理者が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、水道局において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は会長が、審議

会の組織等に関し必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。